

～今年6月26日の実務研修会でご講演頂いた内容を2回にわたり掲載させていただきます～

第43回宗教法人実務担当者研修会②

「宗教法人の事務の重要性について」

文化庁宗務課 専門職 大澤 広嗣 氏

所轄庁と宗教統計調査から見る現状

宗教法人の事務を担当する所轄庁は、文部科学大臣と都道府県知事に分けられます。これは法人の権利義務に影響せず、単に事務を担う行政機関が文化庁（宗務課）か都道府県庁かの違いです。例えば、同一県内に全ての境内建物がある場合は都道府県知事所轄、主たる事務所とは異なる県に境内建物がある場合は文部科学大臣所轄となります。文部科学大臣所轄法人の手続きは、文化庁宗務課へ郵送で行います（当課は京都に移転予定ですが当面の間は東京に所在します）。

文化庁の宗教統計調査によると、全国には約17万8千9百の宗教法人が存在し、その大部分は包括宗教法人に属する被包括法人か、単立宗教法人です。両者を総称して単位宗教法人といい、天理教の分教会のように礼拝施設を備えるもので、全国に約17万8千5百法人あります。

天理教の被包括法人数の推移について、20年前の平成15年末を基準として、令和5年末までを見てみると、分教会の法人格が年々減少しており、特にこの10年間で整理が加速していることが分かります。一方で、文部科学大臣所轄の天理教被包括法人は、20年前の16法人から直近は52法人へと約3倍に増加しています。これは、吸収合併によって複数の県に境内建物を持つ大教会や分教会が増えていることを示唆しており、特に平成28年（2016年）以降、この傾向が顕著です。オウム真理教事件を一つの契機とした宗教法人法改正により、平成8年（1996年）9月には、4法人が文部大臣（当時）所轄に転入しました。これは、複数の都道府県に施設を持つ法人を一元的に確認する重要性が認識されたためです。

宗教法人格をめぐる課題と文化庁の対策

私が知る事例として、歴史ある天理教の分教会が吸収合併を経て適切に法人格が整理された場合がある一方で、問題のあるケースも存在します。

例えば、包括法人から離脱し単立法人となった後、外国人が代表役員に就任し、宗教活動の目的変更を試みる事例が報告されています。これは、宗教法人が「購入」されたとは断定できないものの、インターネット上で宗教法人の「売買に類似した取引」が公然と行われている実態を浮き彫りにしています。

宗教法人格は本来売買の対象ではなく、特



定の目的で活動する宗教団体に認証されるものであり、このような行為は脱法行為です。歴代の教会長が築き上げてきた教会の法人格が、目的外の活動やマネーロンダリングに悪用される事態を防ぐためにも、適切な方法での吸収合併や任意解散による法人格整理が強く求められます。

文化庁は、このような状況に対応するため、不活動宗教法人対策を推進しています。令和 5 年 2 月に国会での議論を受け、当時の岸田総理の指示のもと、令和 5 年 3 月 31 日に「宗務行政の適正な遂行について」という通知を発出し、「不活動宗教法人の判断に関する基準」を明確化しました。具体的には、連絡先不明の法人や、事務所備え付け書類を連続して提出しない法人などは、速やかに不活動宗教法人と判断し、整理手続きを開始するとしています。

「不活動宗教法人」とは、宗教活動を事実上停止し、法人格のみが存在する状態の法人を指し、令和 5 年末時点で全国に 4,431 法人あります。その約 9 割が被包括宗教法人であり、包括団体との連携が重要です（なお、本研修会の開催後の令和 7 年 7 月 9 日に、令和 6 年末時点の不活動宗教法人の調査結果を公表しました。その数は、5,019 法人となり、588 法人が増加しています）。

【コラム】不活動宗教法人と事情教会

現在、社会的に問題視されている「不活動宗教法人」とは宗教法人法に規定する裁判所による解散命令の要件等を踏まえ、何等かの対策を講じなければならない状態にある法人を指します。主な要件は次の通りです。

- ① 一年以上に渡って宗教活動をしていない
- ② やむを得ない事情がないのに礼拝の施設が滅失してから 2 年以上に渡ってその施設を備えない
- ③ 一年以上にわたって代表役員及びその代務者がいない

一方、教内で言ういわゆる「事情教会」とは若干意味合いが異なる点に注意が必要です。

近年、マネーロンダリングやテロ資金対策に関する国際機関である FATF（金融活動作業部会）から、宗教法人を含む非営利団体に対する日本政府の対策が不十分であるとの評価を受けています。文化庁は、不活動宗教法人が不正に取得され、マネーロンダリングやテロ資金供与に悪用されるリスクが高いと判断し、その対策を強化しています。このリスクを低減するためには、宗教法人側の理解と協力が不可欠です。

不活動宗教法人の整理と関連法令改正

不活動に陥らないための運営上の留意点は以下の 2 点です。

1. 役員の後任者選出規則の確認：現行の規則が、役員が欠けた場合に確実に後任者を選出できる内容になっているか確認すること。役員の絶対数が不足すると、法人の意思決定ができなくなるため、機能しているうちに規則変更を行うことが推奨されます。
2. 責任役員会の定期的開催：責任役員会を定期的に開催できていれば役員補充の議論が速やかに行え、結果として不活動に陥りにくくなります。

また不活動宗教法人の整理には、以下の 4 つの方法があります。

- 活動再開：法人として維持・存続の意思がある場合、役員補充など組織体制を整えて活動を再開します。法人の目的や組織の同一性・継続性が確認する必要があります。
- 吸収合併：2 つ以上の法人のうち、存続する 1 つの法人が他の法人を吸収します。近隣の法人や包括宗教法人が候補となります。
- 任意解散：宗教法人自身の意思によって解散する手続きです。
- 解散命令：上記の方法が難しい場合の最終手段で、裁判所によって行われます。

これらの対策は、不活動宗教法人が広く社会問題化している現状に対応し、現行の宗教法人制度を維持し、次世代へ繋ぐために不可欠です。宗教界が自主的に法人格の整理を進めなければ、宗教に無理解な人々による、信仰の自由を害するような法改正に繋がりがねないため、天理教が他の宗教団体の模範となるような適切な法人事務を率先して行うことが強く望まれます。

その他の関連情報

最近の関係法令改正等について、いくつか重要な変更点があります。

拘禁刑の創設：令和7年6月1日より施行された改正刑法により、これまでの懲役刑と禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されました。これにより、受刑者の年齢や特性に合わせた改善更生のための作業や指導が可能になります。これに伴い、宗教法人法第22条第3号に規定されている代表役員などの欠格事由も「禁錮以上」から「拘禁刑以上」に変更されました。

規則変更等における申請に係る押印等：政府の書面提出・押印等の見直しに伴い、文化庁宗務課は、宗教法人法において申請に押印等を求める手続きがないため、押印等を求めないこととしました。ただし、都道府県知事所轄の場合は取り扱いが異なる場合があるため、事前に所轄庁に相談が必要です。

宗教法人法規定の届出における登記事項証明書の添付省略：文化庁宗務課では、政府の登記情報連携システムを利用することで、届出における登記事項証明書の添付を省略し、メール等での提出を可能としました。これにより、文化庁担当者が登記情報を無償で参照し、変更事項を確認できます。この運用は令和3年10月から開始されており、届出かがみは文化庁ホームページで提供されています。なお、このシステムは現在、国の機関のみが利用可能ですが、地方公共団体への展開も検討されています。

宗教法人の運営は、単に内部的な活動に留まらず、社会的な責任を伴う重要な事務です。これらの情報が、貴教会の適切な法人運営の一助となれば幸いです。 了

【コラム②】事務所移転手続き未了法人とは？

不活動宗教法人以外にも、法人格の吸収合併手続きを行わなければならないケースがあります。それは「事務所移転手続き未了」の状態にあるときです。本来、法人教会が移転した場合、教会規則及び法人登記の変更をする必要がありますので、速やかに所轄庁には「宗教法人規則変更認証申請書」を提出して認証を受け、法務局で「事務所移転登記」をすることになりますが、なんらかの理由により所轄庁の認証を得ることができず、教会自体はすでに移転して活動を行っているにも関わらず、法人として登記されている事務所所在地が移転前の場所に残ったままの状態であることを指します。所轄庁が認証の際に重視する点は次の二点です。

- ① 法人の同一性：当然ですが、移転する前とした後の法人が同一であることが求められます。本教であるケースとして「任命・移転・改称」して事情復興する場合では同一性が認められず、認証されない可能性が非常に高いです。
- ② 法人の永続性：移転先が借地借家などで、その永続性に問題がある場合も認証されにくい傾向にあります。ただし不可能というわけではなく、所轄庁によって異なりますが、例えば土地か建物どちらかが自己所有であれば良いとか、最低何年以上の賃貸借契約を結んでいることなどを条件に認証されることもありますので、事前に所轄庁と相談する必要があります。

認証を得ることができない場合は、法人格を吸収合併するか、移転先で新たに法人設立の認証をうけるなどの対処が必要となります。

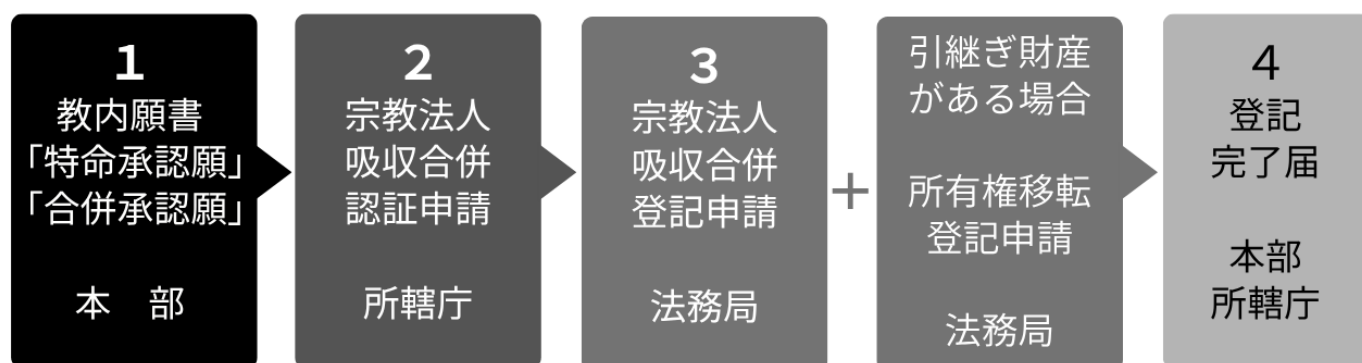
宗教法人の吸収合併とは

宗教法人の吸収合併とは、役員の長期不在や施設の滅失などにより適切に法人運営することが困難になった宗教法人の「法人格」だけを解散させる手続きです。あくまでも法人格に関する手続きであり、「教会名称」に関する手続きではありません。法人格を解散したのちも教会名称は存続します。(右イメージを参照)

吸収合併は①教内手続き②所轄庁の認証申請、③法務局の登記申請の3ステップを経る必要があります。また、吸収される側の法人に土地建物がある場合、原則として吸収する法人へ所有権を移転する登記上の手続きも必要です。



吸収合併手続きの流れ



宗教法人研修会開催状況(教区・直属)

教区開催(17教区1支部)

宮崎 鹿児島 福岡 鳥取 岡山 東京 埼玉 千葉 福島 徳島 長崎 香川
兵庫 長野 北海道(空知支部) 島根 奈良

直属開催(8直属)

佐野原 牛込 島ヶ原 鹿島 南 網干 治道 東海

昨今、教内でも宗教法人に関するトラブルが増加傾向にあります。さまざまな問題を未然に防ぐためには、代表役員である教会長一人ひとりに正しい知識を身につけていただくことが重要です。そこで、代表役員として必要な知識を学ぶ場として、教務支庁や直属教会(詰所)での「宗教法人研修会」の開催をご検討ください。プログラム等、お気軽にご相談ください。

弁護士法律相談室のご案内

教会に関する様々な法的トラブルのご相談承ります
毎月25日 午後2時以降
場所：教庁1階 宗教法人課
完全予約制です。事前にお電話等でご連絡ください

連絡先

奈良県天理市三島町1-1
TEL：0743-63-2157
FAX：0743-63-3804
MAIL：hojinka@tenrikyo.or.jp